

令和7年2月20日

兵庫県立姫路別所高等学校食堂事業者募集について

兵庫県立姫路別所高等学校長 春名 正章

兵庫県立姫路別所高等学校生徒食堂事業者を下記のとおり募集しますので、兵庫県立姫路別所高等学校食堂事業者募集要項の各事項をご承知の上、お申込みください。

記

1 募集の内容

本校内における生徒対象の厚生施設を目的とする食品及び物品の販売業務（生徒食堂又は売店、自動販売機設置による飲料水、アイスクリーム等の販売を含む）を行う事業者（教育財産の目的外使用許可による営業）

2 施設の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 所在地 | 姫路市別所町北宿303-1 |
| (2) 施設 | 兵庫県立姫路別所高等学校 体育館1階 |
| (3) 厨房 | （使用許可対象部分） 120.20㎡ |
| (4) 利用対象者 | 本校生徒 約360人（9クラス） 教職員約35人 |
| (5) その他 | 自動販売機3台（飲料水2台、アイスクリーム1台）を現在設置 |

3 応募申込方法等

受付期間中に、(2) 申込みに必要な書類に記載の書類を提出してください。

(1) 申込方法

受付期間： 令和7年2月20日（木）～ 令和7年3月10日（月）

提出方法： 持参又は郵送

提出先： 兵庫県立姫路別所高等学校 事務室

(2) 申込みに必要な書類

- ① 兵庫県立姫路別所高等学校食堂営業申込書（別紙様式）
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可書（写し）
- ③ 会社概要及び営業経歴
- ④ 提供予定メニュー表及び価格表

4 申込みに当たっての留意事項

申込みを希望される方は、事前に来校し現地を必ず確認してください。

来校時に説明をしますので、来校日時の連絡をお願いします。

5 食堂事業者の決定

本校食堂委員会において、提出された応募書類を総合的に審査し決定します。

選考結果については、3月中旬を目途に文書で通知します。

6 問合せ先

兵庫県立姫路別所高等学校 事務長 石井久美子

電話 079-253-0755

FAX 079-253-0726

兵庫県立姫路別所高等学校食堂事業者募集要項

1 募集の目的

兵庫県立姫路別所高等学校 体育館1階において、生徒、教職員のための食堂の運営又は食堂の営業を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めます。

2 施設の概要

- (1) 所在地 姫路市別所町北宿 3 0 3 - 1
- (2) 施設 兵庫県立姫路別所高等学校 体育館 1 階
- (3) 厨房 (使用許可対象部分) 120.20㎡
- (4) 食堂 (共用：使用許可対象外)
- (5) 利用対象者 本校生徒 約360人(9クラス) 教職員約35人
- (6) その他 自動販売機 3 台(飲料水 2 台、アイスクリーム 1 台)を現在設置
基本的な厨房設備、食堂のテーブル及び椅子については、本校において準備します。

3 食堂事業実施の条件

- (1) 実施方法 学校より教育財産の目的外使用許可を受けたうえで、食堂営業(売店の営業含む)及び自動販売機の設置事業を行っていただきます。
- (2) 条件等 使用料及び手数料徴収条例、教育財産管理規則、兵庫県教育委員会並びに本校の定める規定を遵守した営業とし、同規定に基づく使用料及び光熱水費等の負担があります。使用許可期間終了又は許可が取り消された場合は、使用業者において速やかに原状回復してください。
- (3) 営業開始 令和7年4月開始を希望していますが、諸事情により変更となる場合は協議により決定します。
- (4) 営業日 原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、長期休業中、定期考査中を除いた、生徒登校日とします。なお、学校行事の日等は、学校と相談のうえ、営業日を決定することとします。
- (5) 営業時間 原則として12時40分から13時20分までの間とし、営業時間の調整については、食堂業者からの提案を受け、別途協議します。休み時間のパン等の販売については、要相談とします。
- (6) 品目等 調理による昼食を提供するものとし、メニューは原則として自由とします。なお、調理による昼食の提供が難しい場合は、パンや軽食等の販売での提供も可能です。自動販売機によるパン等の販売も含みます。
販売する食品に関しては、別途協議します。
- (7) 販売価格 販売価格は、生徒の福利厚生施設であることを踏まえ、適切な価格で提供するように努めてください。なお、消費税率改正など社会的情勢の変化等により販売価格の改正については、別途協議をします。
- (8) 営業報告 学校長に対して、毎月食堂の営業状況を報告してください。
- (9) 応募資格
 - ① 許認可等の取得者
食堂の業務に当たり、食品衛生法等の関係法令等の規定に基づく許認可等(届出を含む)が事前に必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者
 - ② 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第 149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
- ③ 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
- ア 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が県と契約を締結すること又は兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること（該当の場合のみ）。
- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ※ 県は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことができる。
- ⑥ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- ⑦ 国税及び県税に未納がないこと。

(別紙様式)

令和 年 月 日

兵庫県立姫路別所高等学校食堂営業申込書

兵庫県立姫路別所高等学校長 様

法人名及び
代表者名

兵庫県立姫路別所高等学校において食堂等を営業したいので、下記のとおり申し込みます。なお、食堂等の営業に当たっては、食品衛生法等の関係法令を遵守するとともに、安全安心で良質な食事の提供、食品の販売等に留意します。

記

会社名又は店舗名	
代表者職氏名	
所在地	〒
電話番号等	電話： FAX： メールアドレス：
会社等の業種	
会社等設立年月日	年 月 日
資本金	
飲食店等営業許可	年 月 日
担当者職・名前	